

2019年5月17日

お客様各位

西鉄不動産株式会社
代表取締役 石坂 誠治

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、弊社は、国土交通省九州地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(以下、「法」と表記します。)第81条の規定に基づき、下記のとおり監督処分を受けましたので、ご報告申し上げます。

本件は、弊社が管理事務を受託している一部の管理組合において、担当者が法定の書面を交付しなかった等の事実が発覚したことによるものです。

弊社といたしましては、本件を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、再発防止に向けた業務の改善を行っております。更に、全社員への法令遵守の徹底を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

お客様ならびに関係者の皆様には多大なご心配、ご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

記

【監督処分の内容】

1. 処分年月日
2019年5月17日
2. 処分の内容
法第81条の規定に基づく指示処分
3. 処分理由の概要

- (1) 3管理組合から管理事務を受託する契約において、同一条件で契約更新しようとする際、区分所有者等の一部の者に対し、重要事項を記載した書面を交付しなかったこと
- (2) 1管理組合から管理事務の委託を受ける契約を締結した際、管理組合の管理者等に対し、契約の成立時の書面を交付しなかったこと
- (3) 3管理組合の保管口座の銀行印を一時管理したこと
- (4) 3管理組合へ月次会計報告書面を交付しなかったこと

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

西鉄不動産株式会社マンション管理事業部
092-724-5556〔受付時間 9:30～18:00(土・日・祝日を除く)〕